

平成28年4月15日

第2次明日の小金井教育プラン（案）に対する意見及び検討結果について（概要）

小金井市市民参加条例第15条の規定による第2次明日の小金井教育プラン（案）に対する市民提言制度（パブリックコメント）を実施した結果について下記とおり公表します。

なお、お寄せいただいた御意見と検討結果については、小金井市ホームページに掲載して公表するほか、庶務課（市役所第二庁舎7階）、広報秘書課広聴係（同1階）、情報公開コーナー（同6階）、公民館各館、婦人会館、総合体育館、図書館（本館）、保健センター及び東小金井駅開設記念会館で御覧いただけます。

記

1 施策の名称 第2次明日の小金井教育プラン（案）

2 意見の募集方法

(1) 意見募集期間

平成28年1月15日から2月14日まで

(2) 意見提出方法

直接持参、郵送、ファクス又は電子メール

3 意見の提出状況

(1) 提出人数

区分	直接持参	郵送	ファクス	電子メール	計
個人	0人	0人	1人	0人	1人
団体	0人	0人	0人	0人	0人
計	0人	0人	1人	0人	1人

(2) 延べ意見数

3件

(3) 意見内容の内訳

ア 重点施策1-2関係 1件

イ 重点施策1-3関係 1件

ウ 重点施策2-5関係 1件

4 寄せられた意見と検討結果

別紙のとおり

5 問合せ先

小金井市教育委員会学校教育部庶務課庶務係

電話 042-387-9872 FAX 042-383-1133

E-Mail k010101@koganei-shi.jp

第2次明日の小金井教育プラン（案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：平成28年1月15日から2月14日まで

意見提出数：1人・3件

番号	ページ・項目	寄せられた意見	意見に対する検討結果
1	重点施策 1-2 「学校における個別学習支援の充実」	<p>放課後の生徒の学習場所の確保につき取り組む必要があると思いますので、本項目の＜到達目標＞に、「放課後及び学校休業日における学習場所の提供確保」を追加してください。</p> <p>この意見の背景には、生徒が公民館（特に公民館貫井北分室）の学習室をよく利用している現実があります。学習意欲が見られることは実に嬉しいことですが、所在位置と広さの制約で利用できない生徒がいるようですので、公平な学習場所の提供という面からの適切な支援・対応も重要と考えるからです。</p> <p>また、その公民館貫井北分室1階の図書館貫井北分室にある閲覧者用机31席は、学校の試験前や休日には満席の過半数を試験勉強や宿題をする生徒が占めて、私のような一般利用者が利用できず支障をきたしています。（一度現場をご覧ください。）この現象は近隣他市でも見られて難儀しているとのことですが、この問題も合わせて解決できるでしょうから、学校教育の充実という観点から</p>	<p>到達目標についてのご指摘ですが、重点施策1-2の目標は、児童・生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、教員や外部人材等による補足的な学習を通して、個別の学習支援の機会を充実させることを目標としております。</p> <p>「放課後及び学校休業日における学習場所の提供確保」につきましては、家庭学習における観点から必要なことと認識しております。しかし、この項目が「学校における」と限定されておりますので、今回はご意見として頂戴いたします。</p> <p>一般利用者の利便性につきましては、担当部署である公民館、図書館に情報提供いたします。</p>

		「学習場所の提供確保」に前向きに取り組んでください。	
2	重点施策 1-3 「家庭学習の充実」	<p>家庭学習の充実を図る上では、広く社会の状況や問題を父親・母親が理解できるよう支援することも欠かせないため、社会教育活動（と学校教育活動）との連携について＜到達手段＞の中で明記してください。</p> <p>例えば【重点施策】の2-8、2-9、3-10に関しては、進行中の社会問題が様々に多く、それぞれの確に理解していないと家庭で子供を指導することができません。この場合、教師の方々に対して社会教育に長けた方々の協力が不可欠でしょう。</p>	<p>本プランの対象は小金井市の学校教育に限定しており、社会教育がかかわる生涯学習分野については、個別の計画が策定されていることから本プランの対象となっていません。</p> <p>ご指摘いただいた、到達手段の中に学校教育と社会教育の連携を明記してみてものご意見については、現在までも学校教育と社会教育は必要に応じて連携し、学校教育の充実に努めてきました。そのためご指摘の内容は、本重点施策、また関連するその他の施策においても含まれているものとして考えております。</p> <p>いただいたご意見については、家庭学習の充実を図る上で参考にさせていただきます。</p>
3	重点施策 2-5 「人権教育の充実」 重点施策 2-6 「豊かな心の育成」	<p>全体的に今回の「第2次明日の小金井教育プラン（案）」では、国際的視野を持つ子供を育てるという視点が明記、言及されていません。この理由は不明ですが、今の時代に小さい時から国際感覚を養うことを主たる目標の一つに挙げることは不可欠でしょう。</p> <p>これに鑑み、最低限の対応として、「人権」について触れられている重点施策 2-5 と 2-6 の柱書や＜到達目標＞の中に、「国際的に共存し…」とか、「平和で豊かな国際社会を実現する…」とか、「教職員の国際的人権感覚の向上」とか、「国際的な視野から他人を思いやる…」と言った文言・趣旨で記載してください。これは日本政府が国際連合で過去数十年にわたり積極的に人権に基づく開発支</p>	<p>ご指摘いただいたように、グローバル化が進展する昨今、児童・生徒が国際社会の中で主体的に行動するために必要な態度、能力を育成することは大切なことです。</p> <p>小金井市教育委員会では、基本方針2「個性」と「創造力」の伸長の中で「国際社会に生きる日本人を育成する教育を推進すること」を掲げ、教育施策では、伝統文化理解教育、オリンピック・パラリンピック教育への取組を示し、国際親善、国際理解教育に取り組んでおります。これらの取組は、今後も教育委員会として推進していく予定であるため、第2次明日の小金井教育プランの中にはあえて記載していません。</p> <p>いただいたご意見については、これらの取組の充実を図る上で参考にさせていただきます。</p>

		援を続け人間の安全保障を推進してきていること とも符合します。 もちろん、当案の2頁から6頁のどこかに総論 的に記載できればなお分かりよいでしょう。	
--	--	---	--

※提出された意見は、原則として全文を掲載します。なお、同趣旨の意見が多数ある場合は、(他に○件)と表示します。